

事務連絡  
平成30年6月21日

事業主様

神奈川県機器健康保険組合  
理事長 坂本 康祐  
(公印省略)

### 海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定について

梅雨の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」といいます。）については、健康保険法第3条第7項各号において、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの」、「被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの」等と規定されています。

今般、平成30年3月22日付で、厚生労働省より「海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務について」の通知があり、海外に在住し日本国内に住所を有しない方で被扶養者の認定を受けようとする者（以下「海外認定対象者」という）について身分関係及び生計維持の確認をする際に、日本国内に住所を有する方で被扶養者の認定を受けようとする方（以下「国内認定対象者」という）に求めている証明書類（国内の公的機関で発行される戸籍謄本や課税証明等）の提出が困難な場合において、統一的な取扱いとなるよう下記のとおりとなりましたので、事務担当者及び被保険者の方々に対しご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 現況申立書の提出について

被保険者が海外認定対象者に係る健康保険被扶養者（異動）届を提出するにあたり、扶養認定を受けるご家族の状況について、被保険者との続柄、収入状況及び仕送り状況などを記載した現況申立書を被保険者に作成いただき、添付してください

\*現況申立書…別紙参照

#### 2. 身分関係、生計維持関係の書類について

現況申立書に記載された内容について、記載の内容のみをもつての認定は行えませんので、必ず以下の書類を添付してください。

なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

##### (1) 身分関係の確認

国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合、次の書類を添付していただくことで被保険者との身分関係を確認します。

- ・続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

(2) 生計維持関係の確認

① 認定対象者の収入確認

国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合、次の書類を添付していただくことで、認定基準内収入かを確認します。

(収入がある場合)

- ・ 公的機関又は勤務先から発行された収入証明書

(収入がない場合)

- ・ 収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

② 被保険者と海外認定者が同一世帯に属している場合

次の書類を添付していただくことで、被保険者と同一世帯であることを確認します。

- ・ 被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

③ 被保険者と海外認定対象者が同一世帯に属していない場合

海外認定対象者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額について、次の書類を添付していただくことで、仕送り額を確認します。

- ・ 金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写し (直近 3か月分)

※ 上記の確認書類が提出できない場合は、被扶養者認定することができませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

日本国内で就労者の多い主な国の具体例

国名	身分関係を確認する書類の例
中国	・ 親族関係証書(続柄など) ・ 住民戸籍簿(住所) ただし自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	・ 家族関係証明書 (日本の戸籍謄本にあたるもの) ・ 婚姻証明書 (配偶者の場合) ・ 出生証明書 (親子関係の場合)
フィリピン	・ 婚姻証明書 (配偶者の場合) ・ 出生証明書 (親子関係の場合)
ベトナム	・ 日本の戸籍謄本にあたるもの ・ 婚姻証明書 (配偶者の場合) ・ 出生証明書 (親子関係の場合)
ブラジル	・ 領事館発行の婚姻証明書

国名	収入を確認する書類の例	
	収入がない場合	収入がある場合
中国	・ 自治体発行の無収入証明書 ただし自治体により対応が異なる可能性あり	勤務先から交付された 収入証明書 原本 (直近 3か月分)
韓国	・ 管轄税務署発行の無所得証明	
フィリピン ベトナム	・ 無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性	

上記以外の書類が提出された場合は、認定を行う前に、厚生労働省保険局保険課と協議する必要がありますので、認定の決定までに日にちを要します。

お問い合わせ先  
 神奈川県機器健康保険組合  
 TEL045-641-7713